

【譲渡性預金規定】

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(令和2年4月1日)</p> <p>9. (規定の変更)</p> <p>当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この約定を変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以下余白</p>	<p>(追加)</p> <p style="text-align: right;">以下余白</p>